

## 認定こども園 清心保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設の概要

種 別	保育所型認定こども園							
名 称	認定こども園 清心保育園							
所 在 地	北九州市八幡東区松尾町 3 番 27 号							
電話番号・FAX	電話 (093) 652-3231 FAX (093) 652-3244							
施設長氏名	境目 智義							
開設年月日	昭和 30 年 4 月 1 日							
利用定員 (年齢別)		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	満 3 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
	1号定員	—	—	—	10 人	2 人	2 人	1 人
	2号定員	—	—	—	—	18 人	16 人	18 人
	3号定員	12 人	18 人	18 人	—	—	—	—

### 2 施設・設備の概要

敷地面積		1,117.79 m <sup>2</sup>	
園 舎	構 造	鉄骨造陸屋根 3 階建	
		1 階面積	85.83 m <sup>2</sup>
		2 階面積	365.77 m <sup>2</sup>
		3 階面積	365.77 m <sup>2</sup>
		延床面積	817.37 m <sup>2</sup>
	園 庭	326.48 m <sup>2</sup>	

### 3 教育・保育の内容、運営方針

教育・保育の内容	本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された五領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)のねらいが達成されるよう、総合的に指導する。又、食事の提供にあたっては自園内で調理提供し、アレルギー食の提供については医療機関発行の診断書に基づく、保護者、調理員、担任等との話し合いの上行う。
運営方針	本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

### 4 職員体制

園長	1人 (資格: 社会福祉主事)
副園長	1人 (常勤: 1人、非常勤 人)
主任教諭	2人 (常勤: 2人、非常勤 人)
保育教諭	16人 (常勤: 13人、非常勤 3人)
事務員	1人 (常勤: 1人、非常勤 人)
調理員	2人 (常勤: 2人、非常勤 人)
雑務員	1人 (常勤: 人、非常勤 1人)

※職員数について・・・状況により変動があります

### 5 教育・保育を提供しない日

休園日	① 1号認定…土日祝日、年末年始(12/29～1/3) 夏休み(8月13～15日を含む前後5日間) ② 2・3号認定…日祝日、年末年始(12/29～1/3)
-----	--

## 6 教育・保育を提供する時間

### (1) 開園時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

### (2) 教育標準時間認定に関する教育時間 (8 時間)

月曜日から金曜日の教育時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
---------------	----------------------------

保護者の必要に応じて午前 7 時から 2 時間の早朝保育、午後 7 時までの預り保育を実施しています。

### (3) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
土曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

保護者の必要に応じて午後 7 時まで預り保育を実施しています。

### (4) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (8 時間)	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
土曜日の保育時間 (8 時間)	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

保護者の必要に応じて午前 7 時から 2 時間の早朝保育、午後 7 時までの預り保育を実施しています。

## 7 利用料金

### (1) 保育料

保護者が居住する市町村が定める利用料

### (2) 教育標準時間認定預かり保育料・夏休み中の預り保育料

別紙「保育時間及び預り保育利用料金」参照

### (3) 保育標準時間認定預り保育料

月額 2,500 円

### (4) 保育短時間認定預り保育料

別紙「保育時間及び預り保育利用料金」参照

※保育料について月の初日に在籍の場合返還はありません

- (5) 園長は保育料を3か月以上滞納し、督促にも応じない際は退園させることができる。支払いの意思があり、やむを得ないと園長が判断した場合にはこの限りではない。

### (6) 実費徴収

- ① 教材費(体操服、帽子、等) . . . . . その都度実費
- ② 教育標準時間認定(1号) 給食食材費 . . .
  - 3~5歳児 月 3,700円(副食のみ)
  - 満3歳児 月 5,700円(主食込)
- ③ 災害共済掛金 . . . . . 年 250円
- ④ 保育料及び副食費の引き落とし手数料 月 150円

### (7) 特定負担額

特になし

## 8 支払方法

保育料及び副食費は銀行口座振替にてお支払いください。

その他 預り保育料（延長保育料）、実費徴収料は諸費袋にてお支払いください。

（ご都合がある方はご相談ください。）

## 9 給食等について

- ・ 自園で調理提供しています。
- ・ 毎月献立の提供とレシピの提供を年数回行います。
- ・ 食育の取組として、自園の畑で育った野菜を使い調理しています。
- ・ アレルギー対応について医療機関発行の診断書に基づき、保護者、調理員、担任等で話し合いを行い提供します。（アレルギーの内容によって対応できない場合もあります。）

## 10 健康診断、健康管理について

### （1）健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	教育標準時間認定園児	年 1 回
	保育標準時間認定園児	年 2 回
	保育短時間認定園児	年 2 回
歯科健診	4・5 歳児	年 1 回

## 11 園医

以下の医療機関（小児科・内科）と園医契約を締結しています。

医療機関の名称	松井内科小児科医院
医 院 長 名	松井 岩美
所 在 地	北九州市八幡東区槻田 1-1-1
電 話 番 号	(093) 651-8884

## 12 園歯科医

以下の歯科医と園歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	みやぎ歯科医院
医 院 長 名	宮城 直己
所 在 地	北九州市八幡東区石坪町 16-10
電 話 番 号	(093) 651-7277

## 13 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当認定子ども園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	八幡東警察署	(093) 662-0110
消防署	八幡東消防署 高見分署	(093) 653-0119

14 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	境目 智義
消防計画届出年月日	消防署 令和 5 年 4 月 17 日
避難訓練	避難訓練一月1回 室内からの避難・屋外に於いての避難、連絡体制
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 避難滑り台

15 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくの保険(セットプラン)
保険の内容	園賠償責任保険・園児団体傷害保険
保険金額	273,240 円

## 16 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 竹田 智恵子 電話番号 (093) 652-3231
相談・苦情解決責任者	氏名 境目 智義 電話番号 (093) 652-3231

## 17 その他保護者に説明すべき事項

送迎時に園外活動をしている場合は園で降園の用意をしてから現地へおいでください。